



改正地方公営企業会計制度の影響と課題の検討 — 政令指定都市の下水道事業の財務分析を中心に —

石田 晴 美

概要

地方公営企業（以下、公営企業）は、上下水道等、住民生活に直結する社会資本を提供する重要な責務を負う。現在、公営企業は、少子高齢化に伴う料金収入の減少と老朽化施設の更新増大等の重大な経営課題に直面し、より一層の効率的・戦略的な経営管理が求められている。そのため、昭和41年以来大きな改正がなされなかった公営企業会計制度は、平成26年度予算及び決算から企業会計の考え方を最大限取り入れた制度へと大きく変わった。これは、経営課題に適切に対処するには、公営企業自らが損益・資産等を正確に把握・見える化し、効率的な経営を行う必要があるからである。

一般の公営企業会計制度改正では、長期前受金（補助金等による償却資産の取得）の会計処理が大きく変わった。本稿の目的は、長期前受金の会計処理に焦点を置き、事業数・決算規模が最も大きい下水道事業について政令指定都市の決算を対象に財務分析を行い、会計制度改正の影響を検証するとともに、改正公営企業会計制度が抱える課題を明らかにすることである。

財務分析を行った結果、本来負債の定義を満たさない長期前受金が多額に負債として計上されるため、公営企業が自ら「長期前受金は負債ではない」と数値を加工し自己資本比率を計算していることを明らかにした。また、長期前受金戻入を営業外収益に計上することで、営業利益が管理すべき経営指標として機能していない可能性が高いことおよび、当期純利益の黒字化を企図して一般会計から基準外繰出を行っている自治体があることを明らかにした。さらに、長期前受金を負債計上する主な根拠であった「補助金を受領時に収益認識した場合は、翌年度以降の減価償却費に見合う財源がないため大幅に損益が悪化する」ことが当てはまらないことを明らかにした。

キーワード：地方公営企業 公営企業会計制度 下水道事業 長期前受金 補助金 基準外繰出

(受理日 2018年2月3日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

改正地方公営企業会計制度の影響と課題の検討 —政令指定都市の下水道事業の財務分析を中心に—

石田 晴美*

1. はじめに

地方公営企業（以下、公営企業）は、上下水道等、住民生活に直結する社会資本を提供する重要な責務を負う。現在、公営企業は、少子高齢化に伴う料金収入の減少と老朽化施設の更新増大等の重大な経営課題に直面し、より一層の効率的・戦略的な経営管理が求められている。そのため、昭和41年以来大きな改正がなされなかった公営企業会計制度は、平成26年度予算及び決算から企業会計の考え方を最大限取り入れた制度へと大きく変わった。これは、経営課題を適切に対処するためには、公営企業自らが損益・資産等を正確に把握・見える化し、効率的な経営を行う必要があるからである¹⁾。

「平成27年度地方公営企業決算の概況」（総務省）によれば、平成27年度末における公営企業数は8,614事業（法適用企業3,110事業、法非適用企業5,504事業）で、1,785の普通地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、1,718市区町村）が経営を行っている。事業数は、下水道事業が3,639事業（全体の42.2%）で最も多く、次いで水道事業2,081事業（同24.2%）、病院事業636事業（同7.4%）となっている。また、決算規模も下水道事業が5兆5,208億円（全体の32.3%）と最も大きく、次いで病院事業が4兆6,408億円（同27.2%）、水道事業が3兆9,917

億円（同23.4%）となっている。

今般の公営企業会計制度改正では、長期前受金（補助金等による償却資産の取得）の会計処理が大きく変わった。そこで本稿では、事業数・決算規模が最も大きい下水道事業について政令指定都市の決算を対象に会計制度改正の影響を検証するとともに、特に長期前受金に焦点を置き、改正公営企業会計制度が抱える課題を明らかにする²⁾。そこでまず第2節で、公営企業会計制度の主な変更点を明らかにする。第3節では、公営企業会計制度改正の影響を財務諸表の比較をとおり検証する。第4節では長期前受金の会計処理の妥当性を検討し、第5節で平成27年度の政令指定都市の下水道事業の財務分析から長期前受金の会計処理の課題を考察する。

2. 公営企業会計制度の主な変更点

公営企業会計制度の主な変更点を示したものが表1である。資本制度の見直しは、地域主権確立の必要性の高まりから地方自治体が自らの責任において経営を行うことを目的としたものである³⁾。利益処分時の減債積立金または利益積立金の積立義務を廃止し、条例または議会の議決による処分を可能にするとともに、従来、原則処分できないか、もしくは制限が付されていた資本剰余金の処分を条例または議決により処分可能とした。さらに、今まで認めなかった

* 文教大学経営学部

✉ ishida@shonan.bunkyo.ac.jp

資本金の減少も、事業の縮小・一部清算などの経営の抜本的改革等に適切に対応するために議会の議決により可能とした。また、減債積立金を使用して企業債を償還した場合や、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用額に相当する額を資本金に組み入れる組入資本金制度を廃止した。

企業会計の考え方の最大限の取入れの一環として、借入資本金とみなし償却制度が廃止された。借入資本金とは、建設又は改良のために発行した企業債または他会計から借り入れた長期借入金を資本金とするものであったが、今般の改正で負債として認識することとなった。みなし償却制度は、固定資産の取得価額から、その取得のために交付された補助金、負担金等を控除した額を帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却を行う任意適用の制度であった。そのため、フルの減価償却費が計算されないことや貸借対照表上、減価償却対象外である補助金等充当部分の固定資産価値の実態が適切に表示されないこと及び、任意適用であるため団体間の比較可能性を低めるなどの批判から廃止された(21年研究会報告.8-9頁)。

表1：公営企業会計制度の主な変更点

資本制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)積立義務の廃止 ②利益及び資本剰余金の処分を条例または議決により可 ③資本金の減資を議決により可 ④組入資本金制度の廃止 	
企業会計の考え方の最大限の取入れ	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・借入資本金 ・みなし償却制度
	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・繰延資産
	新規導入	<ul style="list-style-type: none"> ・引当金 ・たな卸資産の低価法 ・減損会計 ・リース会計 ・セグメント情報開示 ・キャッシュ・フロー計算書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等により取得した固定資産の償却制度等 ・勘定科目等の見直し 	

出典：筆者作成

繰延資産については、企業会計や地方独立行政法人(以下、独法という)会計基準を参考

に、新たな繰延資産の計上を認めないとしつつ、事業法で繰延資産の計上を認めているもの及び、控除対象外消費税につき長期前払消費税として固定資産計上を認める変更を行った⁴⁾。

新たに導入された会計処理は、引当金、たな卸資産の低価法、減損会計、リース会計、セグメント情報開示及び、キャッシュ・フロー計算書である。

改正前は引当金について特に規定はなく、「退職給与引当金」と「修繕引当金」のみが勘定科目表に掲げられていただけだった。今般の改正では「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」という企業会計原則注解18の引当金の要件を満たすものを全て引当金として計上することとなった。そのうえで、退職給付引当金については原則法のほか期末要支給額という簡便な方法での計上を認めた。リース会計についても中小規模の公営企業においては所有権移転外ファイナンス・リース取引を通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することができるとし、比較的規模の小さい団体の事務負担の軽減を図る措置が取られた⁵⁾。減損会計は、地方独法会計基準と同様に減損の兆候を判断する際に、一般会計からの繰入金や長期前受金戻入も事業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローに含めることとした。たな卸資産の低価法、セグメント情報開示、キャッシュ・フロー計算書についても、概ね企業会計及び地方独法会計と大きな相違は見られない。

その他の大きな改正は、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更である。今まで固定資産取得のための受入補助金等を資本剰余

金に計上してきたがこれを一部とりやめ、代わりに償却資産取得にかかる受入補助金等を「長期前受金」という科目名で繰延収益として負債に計上し、当該償却資産の減価償却時に減価償却費見合い分を長期前受金戻入として営業外収益で収益化することとした。

3. 公営企業会計制度改正の影響

3.1 公営企業全体

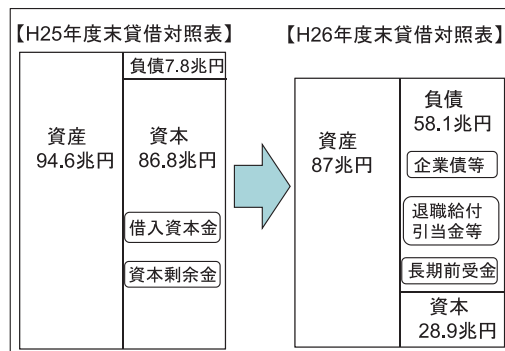
法適用公営企業全体に関する会計制度改正の影響は、『地方財政白書 平成28年度版』（総務省、2016年、99-101頁）で詳細な分析がなされている。図1および図2は、平成25年度（改正前）と平成26年度（改正後）の貸借対照表と損益計算書を比較したものである。

貸借対照表では、総資産が94.6兆円から87兆円と7.6兆円（前年比約8%）減少した。主な原因は、みなし償却廃止による固定資産（補助金等充当部分）の過年度分の減価償却費計上および減損会計実施に伴い固定資産が6.7兆円減少したためである。また、借入資本金の廃止によりそれまで資本計上していた企業債等を負債

に計上したこと、補助金等の計上方法の変更に伴い資本剰余金に計上していた償却資産取得のための受取補助金等を長期前受金に計上したことおよび、退職給付引当金等を負債に計上した結果、資本と負債の比率が前年度の9対1から3対7に大きく変化した。さらに、償却資産取得のための受取補助金（資本剰余金）のうち、過年度減価償却実施分を利益剰余金に振り替えた結果、利益剰余金が前年比4.5兆円増加した。またこれらに伴い公営企業全体の累積欠損金が平成25年度末に比べ2,409億円減少した。

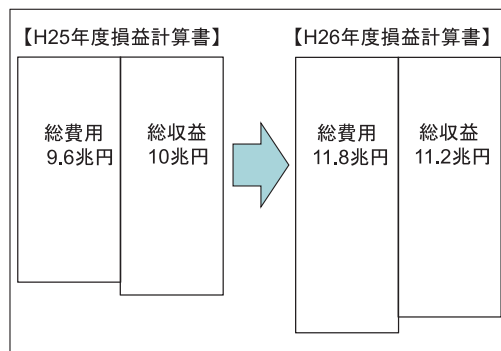
損益計算書では、これまで減価償却を行っていなかった固定資産（補助金相当部分）について減価償却を行ったことおよび、退職給付引当金の一括計上（特別損失）により、総費用が9.6兆円から11.8兆円と2.2兆円（前年比約23%）増加した。総収益も補助金等で取得した償却資産の減価償却見合い分である長期前受金戻入を計上したことから10兆円から11.2兆円と1.2兆円（前年比約12%）増加したが、総費用の増加分を補えず、純損益は平成25年度4,159億円の黒字であったが、平成26年度は6,223億円の赤字となった。

図1：貸借対照表の比較



出典：総務省『地方財政白書平成28年版』2016年、100頁

図2：損益計算書の比較



出典：総務省『地方財政白書平成28年版』2016年、101頁

3.2 横浜市下水道事業会計

横浜市下水道事業は、昭和41年から法適用事業となり政令指定都市で最も決算規模が大きい公共下水道事業である⁶⁾。表2で平成25年度と平成26年度の財務諸表を比較した。

貸借対照表では総資産額を100%とした各科目比率、損益計算書では営業収益総額を100%とした各科目比率を併せて示した。

表2：横浜市下水道財務諸表比較

貸借対照表		平成25年度		平成26年度	
		決算額 (百万円)	総資産比	決算額 (百万円)	総資産比
資産	固定資産	2,412,317	99%	2,152,639	98%
	流動資産	32,787	1%	38,748	2%
	その他	3	0%		0%
	資産合計	2,445,107	100%	2,191,387	100%
負債	固定負債	107,299	4%	721,947	33%
	流動負債	17,997	1%	126,908	6%
	長期前受金		0%	1,260,707	58%
	収益化累計 (繰延収益純額)		0%	-485,138	-22%
			0%	775,569	35%
	負債合計	125,296	5%	1,624,422	74%
資本	資本金	903,064	37%	151,184	7%
	資本剰余金	1,422,842	58%	56,079	3%
	利益剰余金(欠損金)	-6,095	0%	359,703	16%
	資本合計	2,319,811	95%	566,965	26%
	負債・資本合計	2,445,106	100%	2,191,387	100%
損益計算書		平成25年度		平成26年度	
		決算額 (百万円)	営業収益 比	決算額 (百万円)	営業収益 比
営業 収益	下水道使用料	57,037	99%	55,880	55%
	他会計負担金		0%	44,055	44%
	その他	839	1%	788	1%
	営業収益	57,876	100%	100,723	100%
営業 費用	減価償却費	55,119	95%	74,498	74%
	その他営業費用	26,095	45%	26,164	26%
	営業費用	81,214	140%	100,662	100%
	営業利益(損失)	-23,338	-40%	61	0%
営業 外 収益	他会計補助金	49,530	86%	2,760	3%
	長期前受金戻入		0%	28,122	28%
	その他	400	1%	493	0%
	営業外収益	49,930	86%	31,375	31%
	営業外費用	17,524	30%	16,386	16%
	経常利益	9,068	16%	15,050	15%
特別利益		0%	170	0%	
特別損失	94	0%	6,563	7%	
当年度純利益	8,974	16%	8,657	9%	
前年度繰越欠損金	15,068	26%	6,094	6%	
未処分利益剰余金変動額	0	0%	357,140	355%	
当年度未処分(欠損)利益剰余金	-6,094	-11%	359,703	357%	

出典：平成25年度および平成26年度「横浜市下水道事業会計決算書」

横浜市下水道事業における会計制度改正の影響も公営企業全体のそれとほぼ同様である。貸借対照表では、みなし償却廃止に伴う過年度減価償却累計額の増加により固定資産が減少した結果、総資産が2,540億円（前年比10.3%）減少し2.2兆円となった。また、これまで資本金に計上されていた借入資本金7,542億円を固定負債と流動負債に振り替えたことおよび、退職給付引当金等を計上したことにより固定負債と流動負債の合計額が前年比約7倍増加した。さらに、償却資産取得のための受入補助金等を長期前受金に振り替えた結果、負債が著しく増加し、自己資本比率が95%から26%へ大きく低下した。

下水道事業は「雨水公費・汚水私費」の原則がある。損益計算書でそれまで営業外収益に計上されていた「雨水公費」分（一般会計からの繰入分）が改正後は営業収益に計上されることとなった。影響が大きかったのは、みなし償却廃止に伴い減価償却費が前年比35%増加し745億円になったことおよび、営業外収益に長期前受金戻入が281億円計上されたこと、そして過年度の退職給付引当金の一括計上として65億円の特別損失が計上されたことである。その結果、総費用は公営企業全体とほぼ同程度の前年比25%増加した。また、総収益は公営企業全体を上回る前年比23%の増加となった。横浜市中で特筆すべきことは、繰越欠損金60億円が平成26年度に全額解消されたことである。これは、償却資産取得のための受取補助金（資本剰余金）の過年度減価償却実施分3,571億円を利益剰余金に振り替えた結果である⁷⁾。

4. 長期前受金の会計処理の妥当性の検討

4.1 問題の所在

従来、償却資産の取得に伴い交付される補助金、負担金等は損益計算書を通さず、資本剰余金に計上し、みなし償却制度を任意適用してきた。これを改正会計制度では、「長期前受金」という繰延収益として負債に計上し、減価償却時に減価償却費見合い分を長期前受金戻入として営業外収益として収益化する⁸⁾。取得資産が土地などの非償却性資産の場合には、従来どおり資本剰余金に計上する。補助金等で取得した固定資産の具体的な会計処理を示したものが表3である。

国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2006年に国際公会計基準（IPSAS）23『非交換取引による収益（税金及び移転）』を公表した。IPSASはIFRS（国際財務報告基準）との整合性を重視し、資産・負債アプローチを採用し、固定資産取得のために受け取った補助金等は、返還義務がなければ負債を認識せず、補助金受取時に資産と収益を

表3：補助金等で取得した固定資産の会計処理

		借 方	貸 方
償 却 資 産	取得時	現金 建 物	長期前受金 現金
	償却時	減価償却費 長期前受金 収益化累計額	減価償却累計額 長期前受金戻入
非償却資産	取得時	現金 土 地	資本剰余金 現金

出典：筆者作成

認識する。これにたいし、公営企業会計は長期前受金を繰延収益として負債計上する⁹⁾。

図3は、両者の補助金収益の認識方法を比較したものである。設定した仮定は、① A法人の第×1期末貸借対照表の内訳は、資産100、負債50、純資産50である、②第×2期末に補助金100を受け取り固定資産を取得した、③固定資産の残存価額0、耐用年数10年で定額法による減価償却を第×3期から行う、④第×2期、第×3期においてその他の収益・費用は均衡している、の4つである。補助金収益を費用と対応させて認識する場合は、補助金受け取り時及び固定資産の減価償却を行う10年間に純損益は発生せず、純資産は変動しない。つまり、補助金受け取りが損益に与える影響は全くなく、資産と負債が減価償却費相当分、每期減少していく。これにたいし、補助金収益を受け取り時に認識する場合は、補助金受け取り時に純利益が発生し純資産が大きく増加するが、翌期以降の固定資産の減価償却に伴い純損失が発生し純資産が減少する。固定資産の耐用年数終了時の両者の貸借対諸表は同じになるが、耐用年数の途中期間では損益計算書の当期純損益及び貸借対照表の負債および純資産は大きく異なる。要するに経営成績と財政状態が大きく異なる。

図3：補助金収益の認識方法の比較

【仮定】	【補助金収益を費用と対応させて認識する場合】 (現行会計処理)																									
① A法人×第1期末B/S	(第×2期末B/S) (第×3期末B/S)																									
<table border="1"> <tr><td>資産</td><td>負債</td></tr> <tr><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td></td><td>純資産</td></tr> <tr><td></td><td>50</td></tr> </table>	資産	負債	100	50		純資産		50	<table border="1"> <tr><td>資産</td><td>負債</td></tr> <tr><td>200</td><td>150</td></tr> <tr><td></td><td>純資産</td></tr> <tr><td></td><td>50</td></tr> </table>	資産	負債	200	150		純資産		50	<table border="1"> <tr><td>資産</td><td>負債</td></tr> <tr><td>190</td><td>140</td></tr> <tr><td></td><td>純資産</td></tr> <tr><td></td><td>50</td></tr> </table>	資産	負債	190	140		純資産		50
資産	負債																									
100	50																									
	純資産																									
	50																									
資産	負債																									
200	150																									
	純資産																									
	50																									
資産	負債																									
190	140																									
	純資産																									
	50																									
② 第×2期末に補助金100を受け取り償却資産を取得した。																										
③ 固定資産残存価額0、耐用年数10年、定額法で減価償却を×3期から行う。																										
④ 第×2期、第×3期のその他の収益・費用は均衡している。																										
	【補助金収益を受け取り時に認識する場合】																									
	(第×2期末B/S)	(第×3期末B/S)																								
	<table border="1"> <tr><td>資産</td><td>負債</td></tr> <tr><td>200</td><td>50</td></tr> <tr><td></td><td>純資産</td></tr> <tr><td></td><td>150</td></tr> </table>	資産	負債	200	50		純資産		150	<table border="1"> <tr><td>資産</td><td>負債</td></tr> <tr><td>190</td><td>50</td></tr> <tr><td></td><td>純資産</td></tr> <tr><td></td><td>140</td></tr> </table>	資産	負債	190	50		純資産		140								
資産	負債																									
200	50																									
	純資産																									
	150																									
資産	負債																									
190	50																									
	純資産																									
	140																									

4.2 先行研究

政府補助金に関する IFRS 基準は、1983年公表の IAS20「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」及び2001年公表の IAS41「農業」の2つがある。IAS20は、政府補助金を関連費用と対応させるため、有形固定資産に関する補助金を、①繰延収益に計上し資産の耐用年数にわたり減価償却費と対応させて収益を認識するか、または、②有形固定資産の取得原価から控除するか、のどちらかの方法で処理することを求めている (pars.24-28)。これにたいし IAS41は、農業活動（生物資産）に関連する会計処理を対象とし「無条件の政府補助金は、受け取り時に純損益を認識し、条件付である場合には条件充足時に純損益を認識する」と規定とする (par.34)。

両基準の大きな違いは、IAS20は付帯条件が満たされ「現在の義務」が存在しない場合であっても「繰延収益」という負債を認識するのにたいし、IAS41は付帯条件が満たされれば「現在の義務」は存在しないので負債を認識せず補助金収益を認識することである。このように現在、IFRS では2つの異なる会計処理が併存している。IAS20の①法は、公営企業会計が採用した方法である。

G4+1報告書『非相互移転の会計』（1999）は IAS20の①法を伝統的アプローチと呼び、以下2つの批判を行っている (pars.3.05-3.11)¹⁰。まず第1に、収益認識原則が取得資産の性質に左右され不規則であることは適切ではないと批判する。つまり、伝統的アプローチの下では、土地などの非償却資産に係る受け取り補助金を繰延収益として永久に繰り延べることができないため、直接持分に貸記する等の例外処理が必

要となる。第2に、繰延収益は、IFRS『フレームワーク』の負債の定義および認識規準を満たさず、コンフリクトを起こすと批判する。

伝統的アプローチが IFRS『フレームワーク』とコンフリクトを生じさせることについては、IASB も不適切であるとし、現在 IAS41に平仄をあわせることを視野に IAS20改定を模索しているところである (IASB、2006)。

独立行政法人会計も公営企業会計と同様に償却資産取得のために受け入れた運営費交付金等を繰延収益（資産見返運営費交付金等）として負債に計上し、減価償却費と見合いで戻入れを行い当該取引の損益を均衡にする会計処理を行っている。これは、法人が中期計画に沿って通常の業務運営を行った場合に損益が均衡することを前提に、損益計算書の利益により経営努力を促進するために制度設計された。すなわち、独法が利益を生じた場合、主務大臣が経営努力の結果として認定したものを目的積立金にできるというインセンティブを付与したのである。この会計処理については、損益均衡を前提に導出される損益は、事前に見積もられた予算と発生した費用の差額に過ぎないという批判がある (野中、2000) (梅田、2007) (東、2009)。また、山本 (2000)、清水 (2008)、東 (2009) が指摘するように、どのような運営費交付金の収益化基準を用いても、独法の業績を「当期純利益」で評価することはできないと多くの論者が批判を行っている。このように多くの批判があり、かつ、特段の政策意図により設計された会計処理を制度が異なる公営企業会計にそのまま用いることは適切といえないだろう。

さらに、石田 (2015) は、独法会計基準が取得する資産の違い（償却資産または非償却資産）により受け入れ運営費交付金等の扱いを繰

延収益または資本剰余金と異なる会計処理について、新井(1985,75)の「貸借対照表の借方側の各資産項目と貸方側の各負債・資本項目とを個別に結びつけて考え、資本的支出によって得た財産項目(キャピタル・アセット)とその財源たる資本項目(キャピタル)とを結びつけて後者の性格を決めることは、複会計制度の名残であって、近代会計が採っている考え方に反する。つまり、貸方項目は借方項目の全体的な資金的源泉または財源を示すのであって、その会計的性格は、借方側におけるその用途によって決まるものではない」との批判を援用し、これは独法の会計処理の批判にもあてはまると指摘する。さらに石田(2014b)は、独法

の資産見返運営費交付金という繰延収益の負債計上について、本来負債でないものが固定負債の大部分を占める状況にあり、財務報告の利用者が法人の財政状態を大きく見誤る危険性が高いことを指摘している。これは、公営企業会計にもあてはまる批判といえるだろう。

4.3 新たな視点からの検討

「21年研究会報告」は、今般の会計処理の採用にあたり、補助金受け取り時に収益を全額認識する方法について検討を行った。その結果、補助金受け取り時に収益を全額認識する方法は、補助金を受けた期に多額の収益を計上する一方で、翌年度以降の減価償却費に見合う財源

表4：毎年同額の償却資産を補助金で取得する場合の損益推移の比較

	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	X6年	X7年	X8年	X9年	X10年
①補助金等	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
②減価償却費										
固定資産1	-20	-20	-20	-20	-20					
固定資産2		-20	-20	-20	-20	-20				
固定資産3			-20	-20	-20	-20	-20			
固定資産4				-20	-20	-20	-20	-20		
固定資産5					-20	-20	-20	-20	-20	
固定資産6						-20	-20	-20	-20	-20
固定資産7							-20	-20	-20	-20
固定資産8								-20	-20	-20
固定資産9									-20	-20
固定資産10										-20
A：減価償却費合計	-20	-40	-60	-80	-100	-100	-100	-100	-100	-100
③長期前受金戻入	20	40	60	80	100	100	100	100	100	100
④現行会計処理の損益 (A+③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤補助金等を受け取り時に 収益計上する場合の損益 (①+A)	80	60	40	20	0	0	0	0	0	0

出典：筆者作成

がないため大幅に損益が悪化するだろうことを根拠に却下した。しかし、この指摘は妥当だろうか。

表4は、毎年、補助金等で償却資産100（耐用年数5年、残存価額0、定額法で減価償却を行う）を取得した場合の損益の推移を示したものである。

現行会計処理では補助金等で受け入れた償却資産の減価償却費と同額の長期前受金戻入を行うため、④現行会計処理の損益（A 減価償却費合計+③長期前受金戻入）はX1年からX10年まで全て0となる。これにたいし、⑤補助金等を受け取り時に収益計上する場合の損益（①補助金等+A 減価償却費合計）においても×5年以降は全て0となる。つまり、減価償却費合計額と同額の償却資産を補助金等で取得する場合も損益は0になる。

しかしながら、⑤の場合の損益0は現行の会計処理が示す損益0とは意味が異なると考える。現行会計処理が示す損益0は、長期前受金戻入と減価償却費を相殺した結果であり、そこには収益と費用が同額であるという意味しかない。これにたいし、⑤補助金等を受け取り時に収益を認識する場合の損益は、当期、補助金という形態をとおし住民が負担した税金と補助金を財源とする償却資産のサービス提供コスト（減価償却費）を対比することで世代間負担の衡平性を示す指標といえるだろう。本来、パブリック・セクターにおける発生主義会計に基づく一会計年度の収益と費用の差額である財務業績（純損益）は、当期投入された税金およびその他の収益が当期のコストをカバーするのに十分であったか否かを示し（PSC1996,p.53）、世代間の負担の衡平性を評価するのに役立つものである（PSC2000,par.281）。每期、国や経営

主体である地方公共団体から一定の補助金等を得て償却資産を取得する公営企業では、既に補助金等で取得した資産の減価償却費と当期受入補助金の多寡を損益に反映させて当期純利益を示す方が世代間の負担の衡平性を示すという意味で有用性が高いと考える。

私企業は現行の減価償却費を考慮しながら償却資産の投資意思決定を行うことが多い。すなわち、減価償却費の範囲内の投資は、減価償却費の自己金融効果による内部留保資金で投資が可能と考え、減価償却費を超える投資は新たな資金が必要と考えて意思決定することが多い¹¹⁾。公営企業も自らインフラ施設の建設・更新を計画し国等へ補助金を申請する際に、現在の減価償却費の状況を把握したうえで投資額を決定することは、適切な経営意思決定を行うために必須であると考え。何故なら、損失回避のためには、損益を均衡または利益を確保する必要があり、そのためには減価償却費というコストを必要最低限に抑えることが必要だからである。国等から得る償却資産取得のための補助金はタダではない。償却資産への投資は、減価償却費と維持管理コストを増大させる。無駄な投資を抑制するインセンティブを付与するために、既に補助金等で取得した資産の減価償却費と当期受入補助金の多寡を損益に反映させて当期純利益を示すことは有用だと考える。

5. 政令指定都市の下水道事業の財務分析

政令指定都市の平成27年度公共下水道事業業決算について総務省「地方公営企業決算状況調査」（決算統計）に基づき財務分析を行った。表5は政令指定都市の下水道事業の概況であ

表5：平成27年度の政令指定都市の公共下水道事業の概況

n=20	人口 (万人)	営業収益 (百万円)	1ヶ月家庭料金 (円)	普及率 (%)	有収率 (%)	汚水処理原価 (円)
平均値	137	31,582	2,181	92.4	76.0	131.7
最大値	373	98,587	2,991	100	93.0	189.4
	横浜市	横浜市	新潟市	大阪市	神戸市	岡山市
最小値	71	10,498	1,252	64.5	49.0	89.1
	静岡市・岡山市	浜松市	大阪市	岡山市	静岡市	札幌市

出典：各政令指定都市の「平成27年度下水道事業経営比較分析表」より筆者作成

る。

人口373万人の横浜市と71万人の静岡市・岡山市では人口に5倍超の開きがある。営業収益では横浜市の986億円と浜松市の105億円では10倍近い差がある。また、1ヶ月20㎡当りの家庭料金では新潟市は大阪市の約2.4倍となっている。下水道普及率は、岡山市が64.5%と最も低く、70%台は1都市、80%台は3都市、90%台は14都市で平均92.4%となっている。有収率は、最大の神戸市と最小の静岡市では約2倍の差が生じている¹²⁾。汚水処理原価も最大と最小で約2倍の差があるなど政令指定都市間の経営環境には相当大きな差があるといえる。

5.1 貸借対照表

負債に計上されている長期前受金が貸借対照

表に与える影響を示したものが表6である。

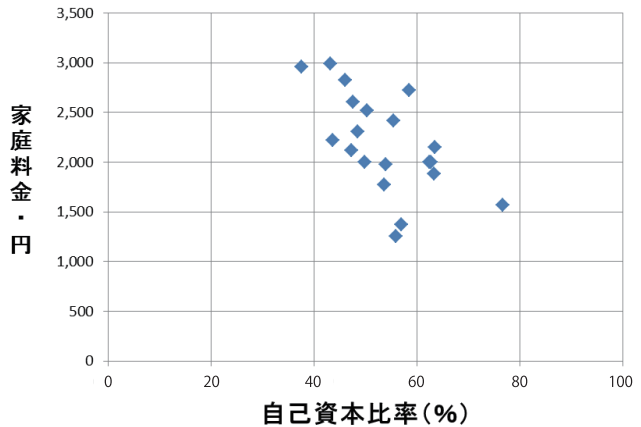
長期前受金は、将来返済の義務がなく負債の定義を満たさないにもかかわらず、負債全体に占める割合は平均41.4%と非常に大きい。その結果、自己資本比率が平均21.1%と低くなり、経営の実態を適切に示さなくなった。現行会計処理は、財務諸表の利用者に「負債計上した長期前受金は返済義務のある負債でない」と説明することが必要であり、理解可能性を著しく低めるといえる。現に、総務省『地方財政白書平成28年版』（100頁）でも貸借対照表の説明において「返済義務のない負債である長期前受金が含まれていることに留意が必要である」と述べている。さらに、総務省が平成26年度決算から公表を義務づけている「経営分析表」でも、長期前受金を除いて自己資本比率を計算するとし

表6：長期前受金の影響

n=20	負債に占める長期前受金（純額）の割合 (%)	負債・資本合計額に占める長期前受金（純額）の割合 (%)	自己資本比率 (%)	長期前受金を負債に含めない自己資本比率 (%)
平均値	41.4	32.7	21.1	53.8
中央値	40.5	34.5	19.6	53.8
最大値	60.6	50.3	42.3	76.6
最小値	19.6	11.3	3.8	37.5
標準偏差	9.0	8.1	11.2	8.9

出典：筆者作成

図4：家庭料金と自己資本比率の関係



出典：政令指定都市「平成27年度下水道事業経営分析比較表」をもとに筆者作成

ており、負債でないものを負債計上することに無理が生じている¹³⁾。

図4は、家庭料金と（長期前受金を負債に含めない）自己資本比率の関係を示した。

サンプル数が20と少ないものの、自己資本比率が高いほど家庭料金が低くなる傾向が読みとれる。これは、自己資本が厚く経営状況が良好な都市の方が低料金であることを意味するといえるだろう。

5.2 損益計算書

長期前受金の1年間純増額（償却資産取得のために受領した平成27年度の補助金等）と長期前受金戻入（補助金等で取得した償却資産の減価償却費）の大きさを表7で比較した。

「21年研究会報告」は前述のとおり、償却資産取得のための補助金等を受領時に収益認識した場合は、翌年度以降の減価償却費に見合う財源がないため大幅に損益が悪化するだろうことを根拠に、長期前受金という繰延収益を計上するとした。しかし、表7で明らかのように長期前受金純増額と長期前受金戻入（減価償却費）の大きさはほぼ拮抗しており（長期前受金純増

額が戻入より大きい都市は9、少ない都市は11であった）、補助金受領時に収益を認識しても損益が大幅に悪化しないことが明らかとなった。

また、現行会計制度の利益率と仮に補助金等を受領時に収益認識する場合の利益率を比較したものが表8である¹⁴⁾。営業利益率と当期純利益率はともに営業収益を分母とした。

現行会計制度の下では、長期前受金戻入を営業外収益に計上するため営業損失を計上する都市が多い。逆に当期純利益は損益均衡の岡山市を除き全て黒字になっている。これらから以下を指摘することができるだろう。

まず第1に、営業利益が経営意思決定上の管

表7：長期前受金戻入の大きさ

n=20	長期前受金純増額 長期前受金戻入
平均値	1.1
中央値	0.8
最大値	3.2
最小値	0.3
標準偏差	0.8

出典：筆者作成

表8：現行会計制度および仮に補助金受領時に収益を認識する場合の利益率の比較

n=20		営業利益率		当期純利益率	
		現行	補助金受領時に 収益認識する場合	現行	補助金受領時に 収益認識する場合
平均値	(%)	-7.9	20.4	8.5	8.4
中央値		-4.8	14.2	7.2	4.5
最大値		11.2	117.8	21.7	100.1
最小値		-32.8	-17.6	0.0	-24.3
標準偏差		12.9	26.7	6.1	24.6
正の値の都市数		5	18	19	12
負の値の都市数	15	2	0	8	
0（ゼロ）の都市数	N/A	N/A	1	N/A	

出典：筆者作成

表9：基準外繰出額と当期純利益額

n=20	基準外繰出		当期純利益
	金額 (百万円)	当期純利益比 (%)	金額 (百万円)
平均値	288	21.5	2,745
中央値	171	5.2	1,807
最大値	1,059	117.7	15,745
最小値	0	0.0	0
標準偏差	N/A	35.7	N/A

出典：筆者作成

理対象指標として機能していない可能性が高い。現行会計制度は、補助金等で取得した償却資産の減価償却費を営業費用に計上する。これにたいし、当該減価償却費とみあいの長期前受金戻入を営業外収益に計上するため、営業損失を計上する都市が15と全体の2/3にのぼり、標準偏差も12.9とばらつきが大きい。

第2に、自治体は当期純利益を強くコントロールする意識が大きい可能性が高い。先の表5で示したとおり、政令指定都市間の経営状況には大きな差がある。それにもかかわらず、当期純利益が赤字である都市は一つも存在しな

い。岡山市が国の繰出基準を超える一般会計からの繰出（基準外繰出）により赤字額を補填していることを「経営分析比較表」で明言しているように、多くの都市が基準外繰出等を用い当期純利益の調整を図っている可能性があると考えられる¹⁵⁾。

表9は基準外繰出額と当期純利益額を比較したものである。基準外繰出を行っていないのは、大阪市のみであった。表9が示すとおり基準外繰出の当期純利益比の平均は21.5%と大きいものの全体のばらつきも大きい。当期純利益比で最も基準外繰出が大きいのは堺市（当期純

利益337百万円、基準外繰出397百万円)であり、当期純利益額を超える基準外繰出であった。また、基準外繰出で当期純損益を0に均衡させている岡山市の基準外繰出は235百万円であった。基準外繰出等を用い当期純利益の調整を図っている自治体の実態調査を行うことが今後の研究課題の1つである。

6. おわりに

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を原則としながら上下水道等、住民生活に身近な社会資本を適切に整備維持し、必要なサービスを継続して提供する責務を負う。今後、深刻な少子高齢化社会を迎え、人口減少に伴う料金収入の減少と施設等の老朽化に伴う更新投資の増大に対処するためには、中長期の視点に立った適切な経営が必須となる。

そのため国は、公営企業にたいし事業廃止・民営化や広域化・PPP/PFI等の活用による「抜本的な改革の検討」と10年以上の中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を強力に推し進めている¹⁶⁾。さらに、適切な経営を行うためには公営企業自らが損益・資産等を正確に把握し「見える化」を図ることが必要であるとの観点から公営企業会計の適用拡大を促している。今般の公営企業会計制度の改正もこの考え方に沿ったものである。会計制度見直し後の財務諸表のとらえ方のポイントとして総務省は①真の損益構造が明らかになること、②公営企業の公費負担範囲が明らかになること、③真の資産状況が明らかになること、④部門別の経営状況が明らかになること等を挙げている¹⁷⁾。しかしながら、公営企業会計制度改正は当初の目的を適切に果たしているといえるだろうか。

本稿では、特に長期前受金の会計処理に焦点を置き、改正公営企業会計制度の影響について決算統計を用いた財務分析を行った。そこでは、本来負債の定義を満たさない長期前受金が多額に負債として計上されるため、公営企業が自ら「長期前受金は負債ではない」と数値を加工し自己資本比率を計算していることを明らかにした。また、長期前受金戻入を営業外収益に計上することで、営業利益が管理すべき経営指標として機能していない可能性が高いことおよび、当期純利益の黒字化を企図して一般会計から基準外繰出を行っている自治体があることを明らかにした。さらに、「21年研究会報告」が償却資産取得のための補助金等を長期前受金として負債計上する主な根拠であった「受領時に収益認識した場合は、翌年度以降の減価償却費に見合う財源がないため大幅に損益が悪化する」ことが当てはまらないことを明らかにした。

補助金等を財源に取得した償却資産の減価償却費を長期前受金戻入と相殺することは、当該資産に関係するコストを限りなくゼロと見なすことに等しく、償却資産全体のコスト意識の低下を招く危険性があるのではないか。むしろ、償却資産取得のための補助金等を受領時に全額収益として認識し、提供サービスコストと対比させることの方が、効率的な運用の是非を問う「見える化」につながり、インフラ資産の更新等の適切な中長期計画の策定に有用な情報を提供する可能性があるといえないだろうか。

会計の役割は、報告主体の業績を適切に表示し、財務報告利用者の意思決定に資する有用な情報を提供することである。より良い経営意思決定のための指標として、受け入れ補助金をいかに会計処理すべきかの決定は情報利用者の

ニーズに依存する。情報利用者のニーズの観点から、受け入れ補助金のあるべき会計処理を検討することが今後の研究課題である。

注

- 1) 平成21年12月の「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（以下「21年研究会報告」という）は、見直しの背景として①企業会計基準の見直しの進展、②地方独立行政法人会計制度の導入及び地方公会計改革の推進、③地域主権改革の推進、そして、④公営企業の抜本的改革の推進、の4点を挙げた（1-2頁）。さらに、「21年研究会報告」は公営企業会計見直しに当たり次の3点を基本的考え方とした（3頁）。まず第1に、民間企業、地方公共団体間の比較等を効果的に行いつつ、経済性の検証を適切に行うことができるようにするために「現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする」とである。次に、公営企業は民間企業と異なり、料金収入だけで収支均衡が図られないため、公営企業型地方独立行政法人会計基準の考え方も必要に応じ参考にしながら「地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと」とし、最後に公営企業の経営の自由度の向上を図る観点から「『地域主権』の確立に沿ったものとする」と掲げ公営企業会計の見直しを提言した。
- 2) 下水道事業は、公営企業法が当然適用されず、条例で定めるところによりその全部または一部を適用できるとされているため、3,639事業中、法適用事業は640事業と低い水準にとどまっている。事業別では、公共下水道が1,188事業（法適用291、法非適用897）で全体の32.6%と最も多く、次いで特定環境保全公共下水道750事業、特定公共下水道10事業等となっている。公共下水道の法適用291事業の経営主体は東京都、20指定都市、221市、47町村、2一部事務組合である（総務省「平成27年度地方公営企業決算の概況」2017年、1頁）。
- 3) 資本制度の見直しのうち図表1の①～③は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」による地方公営企業法の一部改正により平成24年4月1日から他に先駆けて施行されている。
- 4) 企業会計では、株式交付費、社債発行費等、創立費、開業費及び、開発費の5つについてのみ繰延資産を認めている（企業会計基準委員会.2010.「実務対応報告第19号 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」）。
また、研究開発費は、発生時に将来の収益を獲得できるか不明であり、貸借対照表に資産として計上することは適当でない判断した（企業会計審議会.2008.「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」）。地方独法会計基準は、繰延資産の計上を認めていない（第2章第8.3.注8）。
- 5) 中小規模の地方公営企業とは、地方公営企業法施行令第8条の2の管理者を置かなければならない企業に該当しないものを指し、「地方公営企業決算状況調査（平成20年度）」によれば、管理者必置の地方公営企業数は法定事業数全体1,649のうちわずか57（全体の3.5%）にとどまる。しかし、病院事業については中小規模の特例を設けていない。
- 6) 最も大きい公共下水道事業を行っているのは東京都である。東京都下水道事業の平成27年度の営業収益は267,751百万円、資産合計は5,838,940百万円で横浜市下水道事業のいずれも2.7倍である。また、横浜市下水道事業を横浜市水道事業（法適用）と比べると、平成27年度決算で営業収益は1.3倍、資産合計は3.4倍、横浜市下水道事業の方が大きい。
- 7) 主な理由は、償却資産の取得にかかる企業債の元金償還に係る一般会計からの繰入金（資本剰余金処理）の過年度減償却累計額分を利益剰余金に振り替えたためである。
- 8) 長期前受金戻入の借方反対勘定は、長期前受金収益化累計額である。これは貸借対照表上、長期前受金の控除科目として負債側でマイナス表示を

行うこととなっている。

- 9) 繰延収益を負債として計上する妥当性については拙稿「地方公営企業会計制度及び地方独立行政法人会計基準（公営企業型）の見直し論点」『地方自治の深化』清文社、2014および、「補助金等による固定資産取得の会計処理の検討」『経営論集』1.5, 2015で詳細な検討を行った。
- 10) G4+1とは、オーストラリア（Australian Accounting Standards Board）、カナダ（Canadian Accounting Standards Board）、ニュージーランド（New Zealand Financial Reporting Standards Board）、英国（United Kingdom Accounting Standards Board）、米国（United States Financial Accounting Standards Board）の各国会計基準設定団体、および、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）から成る組織で、財務報告の問題について共通の理解を得ると同時に、共通の解決策を模索し、より質の高い財務報告を提供することをその目的としている。G4+1は、組織構成員である各会計基準設定団体がより良い会計基準を新たに開発することに役立つよう各種の研究報告を発行している。『非相互移転の会計』（1999）は、IPSAS23（2006）の開発に大きな影響を与えていると考えられる。
- 11) トヨタ自動車（株）の元副社長の野野耐一は「減価償却の範囲内でどんどん設備投資しなさい」という考え方が一般的に多いと指摘している（『野野耐一の現場経営』日本能率協会マネジメントセンター、2001、202頁）。
- 12) 有収率とは、下水道で処理した年間の汚水処理量に対し使用料収入の対象となる水量（有収水量）の割合を示し、高い方が良いとされる。
- 13) 総務省は公営企業の経営適正化を促進するために、上下水道事業に共通の11指標の開示・分析を行う「経営比較分析表」の作成・公表を平成26年度決算から義務づけ、今後他の事業分野においても「見える化」指標の策定を企図している。総務省「経営比較分析表」では、（（資本+長期前受金

純額）／負債資本合計）、つまり長期前受金を負債に含めず自己資本比率を計算することを求めている。

- 14) 償却資産取得のための補助金等を受領時に収益認識する場合の仮定計算は次のように行った。仮定営業利益＝（営業収益＋平成27年度長期前受金純増加額－営業費用）。
仮定期純利益＝（当期純利益－長期前受金戻入＋平成27年度長期前受金純増加額）。
- 15) 地方公営企業は独立採算を原則とするが、地方公営企業法上、①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費および、②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされている。この経費負担区分ルールについては、毎年度「繰出基準」として総務省が地方公共団体に通知する。「繰出基準」に沿ったものは、その一部につき地方交付税の基準財政需要額への算入等が行われ、「基準内繰出金」と呼ばれる。一方、「繰出基準」に基づかないものは「基準外繰出金」と呼ばれる。
- 16) 公営企業は国から平成32年度までに「経営戦略」の策定率を100%とすることが求められている（経済財政諮問会議「経済・財政再生計画改革工程表」2015年）。
- 17) その他に「資本より負債が大きくなる」こと、「移行処理時に利益剰余金が増加する」こと、「料金徴収率が明らかになる」ことおよび、「剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる」ことをポイントとして指摘している（総務省「地方公営企業会計制度見直し後の財務諸表のとらえ方のポイント」2012年、1頁）。

参考文献

東信男. 2009. 「独立行政法人会計基準の課題と展望」『会計検査研究』40.

- 新井清光.1985.『企業会計原則論』森山書店.
- 石田晴美.2016.「独立行政法人における損益外減価償却の検討」『公会計研究』17.1/2.
- 石田晴美.2015.「補助金等による固定資産取得の会計処理の検討」『経営論集』1.5
- 石田晴美.2014a.「地方公営企業会計制度及び地方独立行政法人会計基準（公営企業型）の見直し論点」『地方自治の深化』清文社
- 石田晴美.2014b「独立行政法人会計基準の見直し論点」『会計』186.6.
- 石田晴美.2006.『地方自治体会計改革論』森山書店.
- 梅田守彦.2007.「学校法人と国立大学法人の固定資産会計」『中京経営研究』17.1・2.
- 大野耐一.2001.『大野耐一の現場経営』日本能率協会マネジメントセンター
- 清水涼子.2008.「公会計における財務報告の目的に関する一考察」『現代社会と会計』2
- 総務省.2017.「経営戦略策定ガイドライン改訂版」
- 総務省.2017.「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」
- 総務省自治財政局.2017.「平成27年度 地方公営企業決算の概況」
- 総務省自治財政局.2017.「今後の公営企業・第三セクター等の経営改革の方向性について」
- 総務省.2017.「平成27年度決算状況調査」
- 総務省.2016.『地方財政白書 平成28年版（平成26年度決算）』
- 総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知.2016.「『経営戦略』の策定推進 について」
- 総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知.2014.「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
- 総務省.2012.「地方公営企業会計制度見直し後の財務諸表のとらえ方のポイント」
- 総務省地方公営企業会計制度等研究会.2009.「地方公営企業会計制度等研究会報告」
- 東京都.2017.「平成27年度東京都下水道事業決算報告書」
- 野中郁江.2000.「『独立行政法人会計基準』批判」『経理知識』79.
- 山本清.2000.「独立行政法人の財務と会計に関する考察」『岡山大学経済学会雑誌』31(4)
- 横浜市.2017.「平成27年度 横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表」
- 横浜市.2016.「平成26年度 横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表」
- 横浜市.2015.「平成25年度 横浜市下水道事業会計決算書」
- 横浜市水道局.2017.「横浜市水道事業概要 平成28年度」
- 各政令指定都市「平成27年度経営分析比較表」
- G4+1 Report.1999. M. Westwood and A. Mackenzie., *Accounting by Recipients for Non-Reciprocal Transfers, Excluding Contributions by Owners : Their Definition, Recognition and Measurement.*
- IASB. 1983(updated 2001). *IAS20 : Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance.* ((邦訳) 企業会計基準委員会、財務会計基準機構監訳『2013国際財務報告基準』中央経済社)
- IASB. 2001. *IAS41:Agliculture.* ((邦訳) 企業会計基準委員会、財務会計基準機構監訳『2013国際財務報告基準』中央経済社)
- IASB.2006. "*Information for Observers : Government Grants (Agenda Paper 4)*".
- International Federation of Accountants (IFAC), Public Sector Committee (PSC) (1996) *Occasional Paper 3: Perspective on Accrual Accounting.*
- IFAC, PSC (2000) Study11: *Government Financial Reporting.*
- IPSASB. 2006. *IPSAS23: Revenue from Non-Exchange Transactions (Taxes and Transfers).*



Journal of Public and Private Management

Vol.4, No.3, March 2018, pp.1-15

ISSN 2189-2490

The Impact and Problem of the Change in Local Public Enterprise Accounting Standards

Harumi Ishida

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ ishida@shonan.bunkyo.ac.jp

Received 3 February 2018

Abstract

Local public enterprises have an important responsibility to provide social capital to residents. The public enterprises in Japan are facing serious management tasks such as lowering toll revenues due to the declining birthrate and aging population and increasing renewal of aging facilities. The local public enterprise accounting standards have changed significantly since 2014 in order to increase transparency.

The purpose of this paper is to clarify the impact and problems of the change in the accounting standards with analysis the financial statements of sewerage enterprise in ordinance-designated cities. The accounting standards allow the enterprise to recognize deferred credit as liabilities when they acquire government grants for asset acquisition. We conclude that there is no present obligation and thus no liabilities on the deferred credit. We also found that its volumes were excessively large and it had dangerous possibility to mislead users of the financial statements.

Furthermore, we conclude that it is probable that net income does not function as a management indicator due to offsetting the depreciation and the deferred credit.

Keyword : Public enterprise accounting standards, deferred credit, government grants, fixed assets, sewerage enterprise

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.4, No.3

ISSN 2189-2490

2018年3月28日発行

発行者 文教大学経営学部 坪井順一

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 鈴木誠

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>